

障害者基本計画(第4次)、かながわ障がい者計画(骨子案)の比較

障害者基本計画(第4次)

- 1 安心・安全な生活環境の整備
 - 1-1 住宅の確保
 - 1-2 移動しやすい環境の整備等
 - 1-3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
 - 1-4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - 2-1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - 2-2 情報提供の充実等
 - 2-3 意思疎通支援の充実
 - 2-4 行政情報のアクセシビリティの向上
- 3 防災、防犯等の推進
 - 3-1 防災対策の推進
 - 3-2 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
 - 3-3 防犯対策の推進
 - 3-4 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - 4-1 権利擁護の推進、虐待の防止
 - 4-2 障害を理由とする差別の解消の推進
- 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - 5-1 意思決定支援の推進
 - 5-2 相談支援体制の構築
 - 5-3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - 5-4 障害のある子供に対する支援の充実
 - 5-5 障害福祉サービスの質の向上等
 - 5-6 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
 - 5-7 障害福祉を支える人材の育成・確保
- 6 保健・医療の推進
 - 6-1 精神保健・医療の適切な提供等
 - 6-2 保健・医療の充実等
 - 6-3 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - 6-4 保健・医療を支える人材の育成・確保
 - 6-5 難病に関する保健・医療施策の推進
 - 6-6 障害の原因となる疾病等の予防・治療
- 7 行政等における配慮の充実
 - 7-1 司法手続き等における配慮等
 - 7-2 選挙等における配慮等
 - 7-3 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
 - 7-4 国家資格に関する配慮等
- 8 雇用・就業、経済的自立の支援
 - 8-1 総合的な就労支援
 - 8-2 経済的自立の支援
 - 8-3 障がい者雇用の促進
 - 8-4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - 8-5 福祉的就労の底上げ
- 9 教育の振興
 - 9-1 インクルーシブ教育システムの推進
 - 9-2 教育環境の整備
 - 9-3 高等教育における障害学生支援の推進
 - 9-4 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- 10 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
 - 10-1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
 - 10-2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進
- 11 国際社会での協力・連携の推進
 - 11-1 国際社会に向けた情報発信の推進等
 - 11-2 国際的枠組みとの連携の推進
 - 11-3 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
 - 11-4 障害者の国際協力等の推進

かながわ障がい者計画(骨子案)

※()内の数字は国計画での記載位置

- 1 すべての人のいのちを大切にする取組み
 - 1-1 すべての人の権利を守るしくみづくり
 - 1-1-1 権利擁護の推進、虐待の防止(4-1)
 - 1-2 ともに生きる社会を支える人づくり
 - 1-2-1 障害福祉を支える人材の確保・育成(5-7)
 - 1-2-2 保健・医療を支える人材の確保・育成(6-4)
- 2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 - 2-1 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - 2-1-1 意思決定支援の推進(5-1)
 - 2-1-2 相談支援体制の構築(5-2)
 - 2-1-3 地域生活移行支援の充実(5-3)
 - 2-2 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
 - 2-2-1 在宅サービス等の充実(5-3)
 - 2-2-2 障がいのある子どもに対する支援の充実(5-4)
 - 2-2-3 障がい福祉サービスの質の向上等(5-5)
 - 2-2-4 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等(5-6)
 - 2-2-5 精神保健・医療の適切な提供等(6-1)
 - 2-2-6 保健・医療の充実等(6-2)
 - 2-2-7 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進(6-3)
 - 2-2-8 難病に関する保健・医療施策の推進(6-5)
 - 2-2-9 障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療(6-6)
- 3 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - 3-1 社会参加への環境づくり
 - ア 安全・安心な生活環境の整備
 - 3-1-1 住宅の確保(1-1)
 - 3-1-2 移動しやすい環境の整備等(1-2)
 - 3-1-3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進(1-3)
 - 3-1-4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進(1-4)
 - イ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - 3-1-5 情報通信における情報アクセシビリティの向上(2-1)
 - 3-1-6 情報提供の充実等(2-2)
 - 3-1-7 意思疎通支援の充実(2-3)
 - 3-1-8 行政情報のアクセシビリティの向上(2-4)
 - ウ 暮らしの安全と安心
 - 3-1-9 防災対策の推進(3-1)
 - 3-1-10 防犯対策の推進(3-3)
 - 3-1-11 消費者被害の未然防止と救済(3-4)
 - エ 行政等における配慮の充実
 - 3-1-12 刑事事件手続き等における配慮等(7-1)
 - 3-1-13 選挙等における配慮等(7-2)
 - 3-1-14 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等(7-3)
 - 3-1-15 資格取得における配慮等(7-4)
 - 3-2 雇用・就業、経済的自立の支援
 - 3-2-1 総合的な就労支援(8-1)
 - 3-2-2 経済的自立の支援(8-2)
 - 3-2-3 障がい者雇用の促進(8-3)
 - 3-2-4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保(8-4)
 - 3-2-5 福祉的就労の底上げ(8-5)
- 4 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - 4-1 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進
 - 4-1-1 憲章の普及啓発
 - 4-1-2 障がい者理解の促進
 - 4-1-3 障害を理由とする差別の解消の推進(4-2)
 - 4-2 教育やスポーツにおける取組み
 - ア 教育の振興
 - 4-2-1 インクルーシブ教育システムの推進(9-1)
 - 4-2-2 教育環境の整備(9-2)
 - 4-2-3 高等教育における障害学生支援の推進(9-3)
 - 4-2-4 生涯を通じた多様な学習活動の充実(9-4)
 - イ 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
 - 4-2-5 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備(10-1)
 - 4-2-6 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進(10-2)

【第3次からの変更点】

- ・下線部は第3次と比較してタイトルが変更されている部分です。(内容は引継ぎor一部引継ぎ)
- ・二重下線部は第3次と比較して新設の部分です。
- ・変更の特徴として、項目名では「バリアフリー化」という言葉が「アクセシビリティ」という言葉に言い換えられています。
- ・第3次では、教育と文化・芸術・スポーツ活動が一つの大項目となっていました、それぞれが一つの大項目となりました。
- ・意思決定支援や地域移行支援も新たに言及されています。

【国計画と県計画の比較】

- ・『3-2 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進』『11-1 国際社会に向けた情報発信の推進等』『11-2 国際的枠組みと連携の推進』『11-3 政府開発援助を通じた国際協力の推進等』『11-4 障害者の国際協力等の推進』は県計画に含んでいません。
- ・『4-1-1 憲章の普及啓発』は県独自の項目です。